

～ マイナンバーカード・住基カードを利用した転出をされる方へ ～

以下の点にご注意いただきお手続きください。

《住民異動関係》

- 異動日（住み始めた日もしくは予定日）から14日以内の転出に限られます。
- 有効なマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードが手元がない場合は、マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用した転出はできませんのでご注意ください。
- 異動日から14日以内に転入手続きを行ってください。異動日から30日を経過するとカードは廃止になります。

市民窓口課 窓口係 内線 132

《国民健康保険関係》

- 富田林市より転出される日をもって、富田林市国民健康保険の資格がなくなります。資格がない状態で医療機関を受診されますと医療費を返還いただくことになります。
 - ※ 転出手続き後、マイナ保険証の資格データが更新されるまでは4～6営業日を要します。
 - ※ 転出など資格情報に変動があった場合は、受診前にマイナポータルで資格情報をご確認ください。

保険年金課 資格給付係 内線552

- 転出日以降は、富田林市の特定健診受診券はお使いいただけなくなります。使用されますと健診費用を返還いただくことになります。特定健診については、自治体により実施方法が異なりますので、転入先の自治体へお尋ねください。

保険年金課 保健事業係 内線155

《子育て支援関係》

- 手当関係（児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当）の手続き
・・・転出にともない手続きが発生します。必要な手続きの種類が人により異なります。
- 高等職業訓練促進給付金を受けておられる方・・・申請取り下げの手続きがあります。
- ファミリー・サポート・センターに登録されている方・・・退会の手続きがあります。
- 母子福祉資金を受けている方・・・手続きがあります。
- 助産制度を申請された方・・・申請取り下げの手続きがあります。

こども政策課 給付支援係 内線 203